

(案)

番 年 月 号 日

経済産業大臣 宛て

電力取引監視等委員会委員長

「電力の小売営業に関する指針」の制定に関する建議について

本年4月からの小売全面自由化に向け、電気の需要家の保護の充実等を図るためには、小売電気事業者による需要家への適切な情報提供の方法や営業・契約形態の適正化などについて、業務改善勧告の発動に関する考え方を示すことなどにより小売電気事業者等が電気事業法及びその関係法令を遵守するよう促すとともに、関係事業者による自主的な取組を促すための指針を定めることが有効です。

については、電気事業法第66条の11第1項に基づく業務改善勧告が発動される原因となり得る行為や、需要家の利益の保護等を図る上で望ましい行為について、別添のとおり示すことについて、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。